子ども・子育て支援新制度における

※連携する内容により適宜加除修正する必要があります！

地域型保育事業に係る連携施設に関する協定書

いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）第７条の規定による連携施設に係る協定に関し、◎◎法人○○○○園（以下「甲」という。）と●●●法人小規模保育事業●型●●園（以下「乙」という。）は、次のとおり合意し、本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（保育内容の支援）

第１条　甲は、乙の利用児童に対して、定期的に施設の一部や屋外遊戯場を開放するものとする。

２　甲は、乙の利用児童に対して、集団保育を通じた利用児童同士の関係作りの一環として甲の利用児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事への参加を含む。第６条において「交流事業」という。）を実施することとする。

３　甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

４　甲は、乙の利用児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第２条　甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できないときは、必要に応じて代替保育を提供する 。

２　乙は、甲に対して、乙の施設へ代替要員の派遣を依頼するときは、代替要員１人につき１日あたり●●，●●●円を支払うものとする。

３　乙は、甲に対して、乙の利用児童を甲の施設で保育することを依頼するときは、利用児童１人につき１日あたり●，●●●円を支払うものとする。

（第三者への委託の禁止）

第３条　甲は、前２条に規定する業務を、甲以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（卒園後の受け入れ）

第４条　甲は、乙の卒園児が継続して教育・保育を利用できるよう、受け入れ体制等に配慮するものとする。

２　乙は、毎年９月末までに、翌年度当初からの甲の利用を希望する者の数を調査し、甲に報告するものとする。

３　甲は、乙と協議のうえ、翌年度当初の甲への受け入れ児童数を決定するものとする。

（食事の提供）

第５条　甲は、次の各号に配慮し、乙の利用児童に対し食事を提供する。

⑴　利用児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する

前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙に提出する 。

⑵　アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

２　乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で利用児童に食事を提供する。

３　乙は、アレルギー等への配慮が必要な利用児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、利用児童に食事を提供する。

⑴　第１項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末まで に甲へ連絡する。

⑵　アレルギー等への配慮が必要な利用児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第 １項の献立表等により除去食の内容を確認する。

４　乙が甲に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別に定める。

（事故への対応）

第６条　交流事業における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として当該利用児童が在籍する施設において責任を負う。

２　利用児童が甲乙の施設を移動するときは、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として当該利用児童が在籍する施設において責任を負う 。

（連携に係る経費の負担）

第７条　乙は甲に対して、連携施設経費として月額●●，●●●円を負担する。

２　甲は乙に対して、連携を実施した月の翌月●日以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。

３　乙は甲からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。

（実施報告）

第８条　乙は、本協定の連携内容に関する実績について、別に定めるところにより実施した月の翌月10日までに甲に報告し、甲の確認を受けるものとする。

（効力の期間）

第９条　本協定の効力は、協定締結日より１年間とし、甲及び乙から特段の申し出が無いときは、更に１年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第10条　甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

２　甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

（信義誠実の原則）

第11条　甲と乙は、本協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、本協定の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第12条　本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞